

オウル市の活動における平等および差別禁止についての計画、2022 年～2026 年

はじめに

本計画はオウル市の活動における平等および差別禁止についての 2022 年～2026 年の期間の計画であり、法律に基づき策定されたものです。計画は、市のサービスや活動に関し差別の禁止や平等を進めるにあたって、ツールや手引きとして使われることを目的としています。平等および差別禁止の計画的な推進は重要です。なぜなら、それによって健やかさが生み出され、また人権の実現が可能となるからです。

活動上の平等および差別禁止についての計画は、オウル市の職員を対象とする計画とは別に策定されたものです。オウル市職員を対象とする計画も、2022 年～2026 年の期間について改定されています。

日常的な話し言葉では、「差別禁止」と「平等」という用語は混同されがちです。しかし計画策定作業においては、市の活動を評価し計画するにあたって正しいことがらに注意を向けられるよう、概念をより細かく規定することが重要となります。

「平等」とは、性別間の平等を意味し、これには性自認すなわち各人の自らの性に関する経験、ならびに性表現すなわち衣服、行動あるいは他の方法を通じての自らの性に関する表現も含まれます。

「差別禁止」とは、個人の年齢、出自、国籍、言語、宗教、信念、意見、政治的活動、職能団体活動、家族関係、健康状態、障がい、性的指向またはその他個人に関する理由にかかわらず、人々への公平かつ正当な対応を保証することを意味します。

法律により、地方自治体には平等と差別禁止とを推進し、かつ差別を予防することが義務付けられています。近年では差別に関する概念として、インターセクショナルリティ（交差性）および複合差別、すなわち個人が複数のマイノリティに属することや、それに伴う差別がとりあげられてきました。この観点について、オウル市の活動においても取り組んでいきます。

本計画は、オウル市の戦略、予算および財政計画、オープンな行政の計画、コミュニケーション計画、また特別なグループを対象とした平等と差別禁止とを推進するための諸プログラムや計画と関連しています。計画の策定手法としては、専門家の知識の活用、アンケート、研修およびワークグループ作業などが用いられました。

本計画書ではまず、平等や差別禁止に関する時事的な課題を取り上げます。次に、オウル市の平等や差別禁止の取り組みが、法律や様々な指針および条約等によってどのように方向づけられるかを確認します。そのあとで、オウル市の文書や活動を概観し、また活動上の平等や差別禁止に

関する作業に取り組んでいる部門を紹介します。本計画書の最後には、業務分野ごとの計画策定作業のための手引きと、平等や差別禁止についてのスキルを向上させるための方法、用語集、ならびに参考文献がまとめられています。

計画の重要な一部をなすものとして、オウル市の諸業務分野、傘下事業、傘下株式会社ごとの計画表があり、これらの表には各業務分野が現状評価と目標設定および施策を記入できるようになっていました。オウル市は、平等と差別禁止の推進に努めるにあたっての目標は各業務分野が自ら設定してよい、という選択をしました。これにより、具体的な施策を立てることが可能となり、また業務分野ごとのサービス形態を考慮することが可能になります。これら業務分野ごとの表形式の計画は、付録1：業務分野ごとの表 にまとめられています。

人に対してなされるあらゆる仕事にそうであるように、差別禁止および平等のための作業は、とても倫理的な性質のものです。とはいえ、不適切なことがらに介入する措置や、良いことを培ってゆくための措置というのは、多くの場合、日常的な応対場面にあられる実務的な行動です。市民全員が、それぞれのバックグラウンドや出自に関わらず等しい権利と可能性を有しています。それゆえ、差別をしない平等な市として、住民の様々なニーズを認識します。